



横浜市の 査察実施体制について

横浜市消防局 特別査察隊長(査察係長) 柴田大助

はじめに

当局には、日々、多くの消防本部から次のような問合せがあります。

「横浜は違反是正が進んでいると聞いている。その取組みについて教えて欲しい。」

「違反処理に関して、何か特別な手法を用いているのか。教えて欲しい。」

「警告・命令について、どうしていいかわからない。」

「横浜で実施している立入検査について、実施基準などを教えて欲しい。」

などなど…

このような声を聴き、たくさんの消防本部が査察業務(特に違反是正指導)の推進に向けて苦勞されているのだと実感しています。

質問をいただいた消防本部の方々には、その都度お答えしていますが、実は他の消防本部に連絡をしたくても、知り合いがいなかったり、多

忙のため時間が取れなかったりするため、質問できない方が多々いるのではないかと思います。

そこで、少しでも他の消防本部のお役に立てればと思い、当局によくある問合せについて、いくつか紹介させていただきます。

人員配置について

当局は1消防本部18消防署78消防出張所を設けており、査察専従職員は消防本部と18消防署にそれぞれ配置されています。

消防本部には、主に重大違反対象物（詳細は後述しています。）と大規模な防火対象物の査察を担当する「特別査察隊」※を配置し、各18消防署には、おおむね行政区の規模に合わせた査察専従職員を、人員配置しています。

現在、特別査察隊は隊長以下、4班、計11名体制で業務を行っており、市内を4方面に分割して、班ごとに方面を割り振って業務を実施しています。以前は5班15名体制で業務を行っていた時代もありましたが、人員と業務が整理され、現在のような体制となっています。

市内の防火対象物は日々、増加していく状況ですが…どこの消防本部も、人員不足ですね。

※ 特別査察隊は、昭和40年代後半から、建築物の大規模化・高層化等が進み、専門知識や技術を有した職員による査察が求められたことから、昭和51年に編成されたものです。

表1 立入検査の実施基準

査察実施サイクル	検査対象
2年に1回	5項イ、6項ロ
3年に1回	上記以外の特定用途防火対象物
5年に1回	非特定用途防火対象物（高層以外の5項ロを除く ^{（注）} ）

（注） 防火対象物の増加が続く近年の状況ですが、査察専従職員の増加を期待することはできません。そこで、不作為を問われることなく、消防責任を適切に果たすため、平成26年度から共同住宅を査察対象物から除外しました。

共同住宅の火災は少なくありませんが、火元のは大半は居室内である状況から、共同住宅の防火安全指導は立入検査ではなく、住宅防火対策の一環として取り組むこととしました。

各消防署で実施する立入検査は、査察専従職員はもちろんですが、警防隊員も実施しています。その立入検査は通常業務（当直勤務中）で実施され、非番日や超過勤務で査察業務を実施することはありません。

また、各消防署の出張所では出張所長が各種予防関係の届出書類等を専決処分することができ、その処理を出張所で完結できるようになっています。

立入検査の実施基準

当局では、自動火災報知設備の設置義務や防火管理者の選任義務のある防火対象物などを、定期的に立入検査を実施する「査察対象物」と



発足当時の特別査察隊

❌ 違反是正

位置づけています。その査察対象物に立入検査の実施基準(表1参照)を定め、毎年度、査察の実施計画を作成しています。

原則として、このサイクルで立入検査を実施しますが、社会的に影響のある火災が発生した場合や、消防本部や消防署が特に必要と認めた場合などは、このサイクルにしばられることなく立入検査を実施することが可能です。

重大違反対象物への対応等

(1)重大違反対象物の区分

どのような防火対象物を重大違反対象物と捉えるかは、消防本部で異なると思いますが、当局では「防火対象物のうちで火災が発生したならば、人命に危険であると認める違反の存するもの又は消防用設備等、特殊消防用設備等、避難施設もしくは防火設備に重大な不備欠陥が存するもの」を重大違反対象物と定義し、概略ですが次のように区分しています(表2参照)。その区分により、消防本部又は消防署が重大違反対象物の是正指導を行っています。

基本的な指導の流れは、まず消防署で立入検査を実施して重大違反対象物を覚知します。その後、表2の区分に従って、消防本部の担当する重大違反対象物であれば、その対象物を消防本部へ事務移管し、特別査察隊が違反是正指

導を行います。

消防署で担当する重大違反対象物であれば、重大違反対象物を覚知した旨を消防本部に報告し、違反是正指導を行います。

各消防署は、把握した全ての重大違反対象物について、毎月、是正指導の進捗状況を消防本部に報告することとなっています。

(2)建築部局との連携

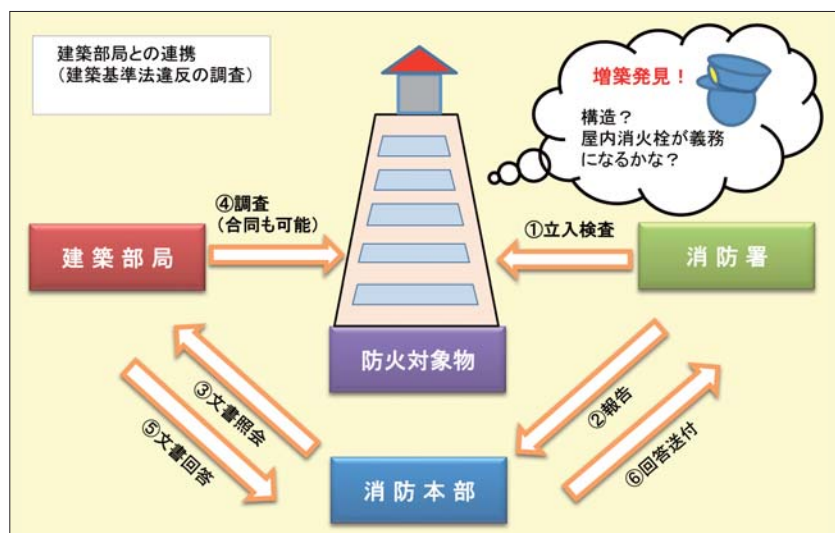
立入検査で「増築・増床」を発見することは多いと思います。このような状況の防火対象物を覚知したときに、階の算定や建物構造の判断を消防部局単独で判断することは非常に困難です。場合によっては、屋内消火栓設備や自動火災報知設備が必要となる状況を消防部局のみの判断で決定することは様々なリスクがあります。

このようなことから、当局は建築部局と違反等に係る「覚書」を交わしており、案件ごとに照会等を行う関係を構築しています。その覚書の主な内容は、次のようなものとなっています。

- ・建築基準法及び消防法上の違反(疑いを含む。)の通知、照会、協力依頼
- ・合同現場調査の実施
- ・違反の是正方針の協議
- ・社会的影響のある火災等が発生した場合における合同特別査察

表2 重大違反対象物の区分(概略)

事務の区分	違反の区分	違反内容
消防本部	人命危険事案	・建築関係法令に違反し、木造3階以上の階を特定用途や共同住宅等に使用 ・建築関係法令に違反し、木造2階以上の階を福祉施設等で使用 ・3以上の階を有する特定用途防火対象物で、地上への直通階段等が撤去又は構造不適であるもの ・3以上の階を有する特定用途防火対象物で、竪穴区画の防火戸等の過半が不良であるもの
	消防用設備等の設置義務違反	・屋内消火栓設備が未設置又は一の未警戒部分が300㎡以上のもの ・スプリンクラー設備が未設置又は未警戒が100㎡以上のもの
消防署	人命危険事案	・防火区画又は避難施設の一部の構造が不適当であるもの(消防本部で対応するもの以外) ・3以上の階を有する特定防火対象物で、防火区画の防火戸等の機能が失われているもの(消防本部で対応するもの以外) ・防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの
	消防用設備等の設置義務違反	・屋内消火栓設備、スプリンクラー設備に重大な機能不良があるもの ・自動火災報知設備が未設置又は重大な機能不良があるもの ・上記以外で警告書を交付したもの



覚書を締結したことで、現場での合同調査や是正方針の協議などで顔の見える関係が築かれ、相互の理解も深まりました。

参考ですが、消防部局が立入検査で建築基準法違反の疑いを発見した際の、建築部局へ照会するフローは図1のとおりとなっています。

前述していますが、特別査察隊は方面別で業務を実施しています。これは、建築部局の違反是正を担当する部署も方面別で業務を行っていることから実施しているもので、担当区域をリンクさせています。

これにより、担当者同士が顔の見える関係となり、違反是正指導もスムーズに進んでいます。消防部局と建築部局が合同で、調査や是正指導を行うことは、両部局の指導に統一性があり、違反是正もスムーズに進みます。

建築部局との連携は各消防本部で苦勞されている声もよく聞きます。当局も当初からスムーズな連携が取れていたわけではありません。地道に実績を作り、関係性を築いてきた結果が今の状況となっています。

(3)警告と命令

「警告や命令を実施したことがないため、どのようにやればいいのか教えてほしい」との問合せをよく受けますが、その際の回答としては「貴本部の規程等に従い、躊躇なく実施するのみです」と

答えるようにしています。

冷たく回答しているように思う方もいるかもしれませんが、このように答える以外の回答はないと思っています。

警告や命令を行うことをとても難しい事のように考えている消防本部の方が多くいるように感じますが、一度、手続きを踏んで実践してみると、それほど難しいものではないと実感すると思います。そのため、あえて躊躇なく実施してくださいとお答えしています。

そうは言っても、警告や命令を実施する手順等で不明点が出てくるようであれば、再度、連絡していただいて構わないともお答えしています。

連絡をいただく消防本部の方に多く共通するのは、警告・命令に向けて、初めの一步が踏み出せない状況にあることです。

そのような消防本部の方は、その一步を踏み出すことができない理由をしっかりと見極めて、違反是正指導を進めていただきたいと思います。

その一步を踏み出せない理由に合理的な説明ができないならば、自本部の規程等に従って違反処理を淡々と進めていくべきです。

当局の警告については「関係者等に違反の是正を促す意思表示」と内部規程で位置づけており、行政処分の前段階的措置として、関係者に違反の是正を促すための単なる行政指導である

違反是正

ことから、場合によっては「実況見分調書」や「関係者の質問調書」の作成を省略して、警告書を交付することもあります。

警告書は、立入検査の結果から、警告事項を切り取って、その切り取った部分を、消防長又は消防署長の名前で関係者にお知らせし、期限を区切って是正して欲しいとお願いするだけのものなので、難しく考えずに事務を進めるべきものと考えています。

逆に、違反是正指導を留保する状態でない建物に対して指導を躊躇していることは、消防本部にとって重大なリスクを負っていることを理解する必要があると思っています。

ちなみに、当局で指導を留保する要件を一部紹介すると、以下のようなものがありますが、重大違反対象物で、これに該当する建物に当たったことはほとんどありません。

【指導の留保要件】

- ・係争中等の理由で、履行義務者が特定できない場合

- ・建物の取壊しが具体化している場合
- ・都市計画法に基づく各種計画等が具体化している場合 等

命令についても、緊急時以外は原則として警告を実施した後に実施することとなっていますので、警告の履行期限が到達したならば、速やかに同様の内容で命令書を交付するだけです。

難しく考える必要はどこにもないと考えています。

違反の未然防止について

違反処理をしっかりと行っていくことは大事ですが、そもそも違反を発生させないことが重要です。各消防本部からは、当局の違反の未然防止に向けた取組みについてもよく問合せがありますので、その取組みをいくつか紹介したいと思います。

(1)保健部局との連携

飲食店事業者の知識不足や防火対象物の使用開始届の未提出に伴う消防法令違反を未然

違反通報制度を使ってください！

勤務時間外に違反を発見したときに、その防火対象物の情報をメールで情報提供いただければ、必要に応じて現場を確認します




こんな光景みたことありませんか？
もしここで火災が起こったら…、なんて考えたことありませんか？




見つけたら通報をお願いします！
横浜市の安全を守りましょう！

通報先

※通報時には、該当の防火対象物の名称、所在地、法令違反の具体的な場所（撮影できれば状況写真）の情報提供をお願いします。匿名でも構いません！！

チラシ1

防火管理の責任！

「知らなかった」「テナントの問題」では済まされない。

防火管理責任を怠ったその先には、厳しい判決が！

新宿歌舞伎町雑居ビル火災

44人の死者と3人の負傷者が発生した火災



ビル所有者
テナント経営者

禁錮3年
(執行猶予5年)

宝塚市カラオケボックス火災

3人の死者と5人の負傷者が発生した火災



テナント経営者

禁錮4年
【実刑】



テナント店員

禁錮2年
(執行猶予4年)



テナント従業員

禁錮1年6月
【実刑】

新宿歌舞伎町雑居ビル火災では、「避難口の障害物の存置」や「消防用設備等の不備」等を見逃してしまったことを、宝塚市カラオケボックス火災では、「消防用設備の不設置」や「適切な避難経路の未実施」など、いずれの火災においても、防火管理の責任を怠ったとして、建物所有者や防火管理者等が業務上過失致死傷罪で有罪判決を受けることとなりました。

あなたの建物は大丈夫ですか？

☐ 防火管理者は選任していますか
 ☐ 避難訓練は実施していますか
 ☐ 消防用設備等を点検していますか
 ☐ 避難通路はふさがれていませんか

あなたの所有・管理する建物には、何十人、何百人の「命」があります。大切な「命」を守るために、重要な防火管理の責務を担うのは、あなたです。

横浜市消防局

チラシ2

50 「月刊フェスク」'20.3

に防止するため、事前相談の強化を図る取り組みです。

具体的には飲食店等の事業関係者が保健部局に来庁した際に、チラシを配布するなどして、事業開始前に、消防署へ相談に行くよう促しています。

(2)違反の通報制度

当局職員が、勤務時間外に避難施設等の維持管理状況の不備や建物の接続や増築が疑われる防火対象物を発見した際に、消防本部宛てに情報提供をする制度です。

情報提供の方法は、特定のメールアドレス宛てに必要な事項(防火対象物の所在地、現在の状況等)を記載して送付するだけです。違反の早期発見により、施設利用者等の安全を確保することを目的としています(チラシ1参照)。

(3)消防法令違反の注意喚起を促すチラシによる広報

増改築等をする場合の注意事項、必要となる届出及び過去の火災事例における判例を記載したチラシ(チラシ2、3、4参照)等を活用し、防

火対象物の関係者への広報を実施しています。立入検査時はもちろん、あらゆる機会を捉えて所有者等の防火意識の向上を図っています。

さいごに

いろいろと書きましたが、当局についても査察業務(特に違反是正)が最初からスムーズに進んでいたわけではありません。

まず何でもやってみることが大切だと思います。そこで失敗することもあります、それも過去の知見として積み重なっていきます。

筆者も様々な失敗をしましたが、今となってはそれを後輩職員に経験として伝えることができています。

査察業務(特に違反是正指導)に悩み、もがいている消防職員の仲間はたくさんいると思います。とにかく行動を起こして、やってみましょう。

消防行政の目的をぶらさずに、その中でも予防行政を盛り上げていけるよう私も頑張りたいと思います。

建物管理は適正に!!
～ 違反建築物にならないために ～

増築、改築、テナント変更は注意が必要です!!
適用される消防法令が変更され、消防設備が新たに必要になるなど、費用負担が生じるケース等がみられます。

用途変更
bar office 増築
屋上にプレハブを増築
屋外階段を仮等で囲む
「事務所」から「飲食店」にテナント変更
屋外階段の設置(仮設)

事前に消防署に相談しましょう!!

消防設備の維持管理(定期点検)

点検内容に応じて半年又は1年ごとに消防設備を点検
点検の結果に不備があった場合は、改修して適正に維持管理
1年又は3年(用途で異なります)に1回消防署へ点検結果を報告

維持管理

横浜市消防局

※事例は裏面をご参照下さい。

チラシ3

～ 事例集 ～

私の所有しているAビルで事務所として使用していたテナントが退去したため、新たなテナントを募集していました。すると、「飲食店」として開業したいという地主が見つかったため、すぐに賃貸契約しました。
その半年後、消防署の立入検査により「自動火災報知設備」を設置しなければならぬことが発覚しました。
あの時、すぐに賃貸契約せずに消防署へ相談していれば、こんなことにならなかったのかな……

A氏
(Aビルオーナー)の場合

Bビルの屋外階段に雨が吹き込んでいたため、なんとかして(若い)社員から要望があったため、ホームセンターで波板などの材料を購入し、屋外階段の周りを囲うように取り付け工事を始めたところ、隣の建物のC氏から「増築するときは消防署に相談した方がよいよ。うちも波板を使って駐輪場の屋根を作ろう」といふので、駄目だと言われてさ……」と言われ、不安に思い、消防署へ相談に行きました。
すると、消防設備が必要になると同時に建築法令の違反も発生してしまうことでした。
あ、まあ、取っ付けたら多額の費用がかかってしまうことでした……

B氏
(Bビル所有者)の場合

××営業所を売却することになり、建築士に調査を依頼したところ、2年前、屋上を活用して増築した従業員の休憩室について指摘されました。建築士によると、休憩室に係る申請がなく、それと同時に、建物の構造も違反していることが判明しました。
また、休憩室が残ったままでは消防設備の設置も新たに必要になってしまったので、このまま売却することはできないと言われました。
屋上にプレハブを置くことなんて、問題ないと思っていたのに……

C氏
(××営業所××営業所 所長)の場合

消防署の立入検査のときに、消防設備の点検報告を実施するよう指摘されたため、5年ぶりに点検を実施しました。点検の結果、スプリンクラー設備が正しく作動しないことが判明しました。設備の改修には多額の費用がかかることでした。
以前から定期に点検していればこんなことにはならなかったはず……
今までに発見がなかったらと思うのがたまりません……

D氏
(★ビル 管理課主任)の場合

チラシ4